

ビキニ被災船員・遺族の船員保険労災審査の問題点

2017年10月

ビキニ核被災検証会／被災船員救済検討チーム

はじめに

まず、今日の時点まで個々の請求者に対する「聞き取り」を一切行わなかったことは調査上の決定的誤りであること、また遺族補償請求に関して「時効」の起算点は厚労省等の公的資料が公開されてからとすべきである。

1 船員保険部が専門的見地からの意見を委ねた有識者会議（座長：明石真言氏）は、厚労省科研費で委嘱された研究班（代表者は座長である明石真言・放射線医学総合研究所理事）が当時の米国原子力委員会の調査資料（「米軍資料」という）を用いて算出した元船員の被ばく線量の推定データを示しており、それに基づく被ばく線量推定を行うものとみられる。

「米軍資料」は、われわれが星正治広島大名誉教授をはじめとする専門的研究者の協力をもとに精緻に検討した結果、被ばく線量の算定根拠の資料として使用に耐えるものではないという結論に至っている。

「米軍資料」について、以下の問題点をあげている。

- ・ 島嶼や洋上の測定ポストが数百キロメートル間隔のあまりにも疎らな地点での計測に限られたものである。
- ・ 放射能雲の不規則な分布によるホットスポットの存在をとらえることはできない。
- ・ 当時の測定方法が粘着テープ上に降下した核種をカウントしただけの簡易のもの（ $d/m/ft^2$ ）で、測定感度や測定条件の変動をとらえることはできない。など。

故に、「米軍資料」のデータは大気圏核実験からの放射性降下物の線量評価としては全く使えないものであることが判明している。

その最大の証拠として研究班が依拠した米国の資料を使った場合には、大瀧恵広島大名誉教授（放射線影響研究所統計部顧問）が推算した、第五福竜丸乗組員が受けた外部被ばく線量の 1.7~6 シーベルトの測定値でさえも、2 万分の 1 の 0.08 ミリシーベルトにしかならず、いかに過小評価になっているか明らかである。

また、研究班が 54 年の 6 回のキャスル実験終了直後、5 月中旬から 6 月上旬にかけて日本政府から派遣されて同海域で放射能汚染の調査を行った水産庁調査船の俊鷯丸による科学的な汚染調査を全く無視していることも意図的としか言いようがない。

この俊鷯丸調査では、漁獲したプランクトンをはじめ魚類、海水、雨水等からの放射能汚染が確認され、実験海域では海水からは最高 5800 カウント、マグロからは 8550 カウン

トの高濃度の放射能が検出されたことが証明されている。

さらに、今回の船員保険部が設置した「客観的かつ中立的」あるはずの「有識者会議」構成員の選定には大いに疑問がある。

「有識者会議」の座長の明石真言氏は、過去に第五福竜丸元乗組員の実態調査を担当されたが他の被災船員の調査をされた実績はない。明石氏以外の構成員の方々も、ビキニ被災はもとより核実験による被ばく影響調査の研究実績のある方々ではない。

今回の「有識者会議」の構成員となった専門家の方々が、明石氏をはじめ厚労省研究班のメンバーと重なっていることも公正・中立的に選定されたと言えないであろう。

さらに、原子力発電所等の作業従事者の被ばく労災の判断基準に、被ばく線量が 100 ミリシーベルト未満では癌をはじめとする諸疾病を発病させる放射線起因性を認められないとする基準があるが、この基準を答申した厚労省の検討会の座長もまた明石氏である。

2 田中公夫氏ら広島大原爆放射線医科学研究所グループは被災 60 年になる 2014 年に、ビキニ被災船員 19 名の染色体異常を調べ、その発現率から被ばく線量を推定した研究で、平均で 91 ミリシーベルト、ほぼ半数が 114—295 ミリシーベルトの間の被ばく線量にあるという結果を出し、この報告は原著論文としてすでに国際的な専門雑誌に掲載されている。

この被ばく線量も外部被ばくによる推定線量であり、元船員は乗船中に大気の吸入や飲食によって内部被ばくの機会も多かったと考えられるので、体内で臓器が受けた被ばくは 100 ミリシーベルトを超える線量になると推察できる。それを裏付ける科学的知見が岡山理科大豊田新教授による歯のエナメル質を使った線量測定法（ESR）で、申請者の一人でもある第五明賀丸の元船員から 319 ミリシーベルトという測定値が出ている。

なお、染色体異常は 500 ミリシーベルト以上の被ばくでないと検出されないという見解については、最新の知見では 100—500 ミリシーベルトの被ばく線量でも検出されることが確認されており、現に田中公夫氏の最新の分析方法で元船員はすべて分析可能であった。

3 申請者の元船員は放射線取扱従事者ではない一般公衆であり、被ばく認定の基準を放射線取扱従事者と同じ労災基準を適用して判断することは、放射線防護の原則から見て行政上許されない。

4 「有識者会議」での検討は厚労省研究班と同様に非公開で行われており、議事録も作成されていないという。まさに審査の経過を見えなくして国民の検証に供することに背を向けている。昨年 2 月申請から何度も決定が延期され、1 年以上経過したのは有識者会議の見

解の公表が遅れているためである。私たちが行った 3 月 6 日付けの有識者会の議事録・記録の

開示請求に対し、4月13日付けで厚労省は「事務処理上作成及び取得を要する文書でなく、これを保有していないため、不開示とした」と通知してきた。申請者が最も知りたい有識者会議の検討内容が実質「秘密会」とされ、議事録もとらないことはあってはならない。「薬害エイズ事件」で「議事録がない」と言い張った後にあることが判明し謝罪した教訓を厚労省は活かしていない。60年以上もビキニ事件の被災に関する公文書を開示せず、今なお意図して知らせうとしない「政府の不作为行為」が継承され、ビキニ被災関係者に新たな精神的苦痛を与えている。

申請した被災元船員はすでに80歳を超える高齢にあり、病魔と闘いつつ1日も早い決定の通知を待っている。

以上

「検証会」連絡先；事務局長 山下正寿

〒788-0785 高知県宿毛市山奈町芳奈 2779-2 Tel/fax 0880-66-1763

Eメール masatosi.sky@orange.zero.jp

「検証会」被災船員救済検討チーム代表者 間間 元

〒434-0034 浜松市浜北区高畑 18 生協きたはま診療所

Tel 053-584-1550 Fax 053-584-1551

Eメール bunmawashi@dc4.so-net.ne.jp